

民事判例研究

民事法研究会

星野 豊

849

公共工事の前払金に関する信託契約の成否

最高裁判所第一小法廷平成一四年一月一七日判決、平成一二年(受)一六七一号預金払戻等請求事件、民集五六卷一号二〇頁(第一審・名古屋地方裁判所豊橋支部平成一二年二月八日判決、第二審・名古屋高等裁判所平成一二年九月二日判決)

本件は、公共工事の請負人が、保証事業会社の保証の下に地方公共団体から支払を受けた工事前払金に關し、地方公共団体を委託者兼受益者、請負人を受託者とする信託契約が成立したとして、当該前払金が請負人の破産財団に帰属しないと判示した最高裁判例である。本稿では、本件の事実関係の下で信託契約の成立を認めた判旨の妥当性について検討し、信託関係の本質をどのように捉えるべきかについて考察する。

《事実》

地方公共団体の発注する土木建築に關する工事については、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和二十七年法一八四号。以下、単に「保証事業法」という)に基づき建設大臣(現国土交通大臣)の登録を受けた保証事業会社により前払金の保証がなされた場合には、その工事に要する経費を前払することができる(地方自治法二二二条の五)。また、訴外A県の発注に係るA県工事請負契約約款

(以下、単に「A県公共工約款」という)によれば、前払金の額は請負代金の一〇分の四の範囲内とすること、保証事業法の規定する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託することのほか、請負者は前払金を当該工事の必要経費以外に支出してはならないこととされていた。

本件請負人訴外B建設は、平成一〇年三月二七日、A県との間で、A県公共工約款に基づき、本件請負契約を締結した。B建設は、同年四月二日、建設大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む被告・被控訴人・被上告人Y

保証会社との間で、保証事業法およびY保証株式会社前払金保証約款(以下、「本件保証約款」という)に基づき、A県のために、本件請負契約がB建設の責に帰すべき事由によって解除された場合にB建設がA県に対して負担する前払金から工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額の返還債務について、Y保証会社が保証する旨の本件保証契約を締結した。

本件保証約款の中には、①請負者が前払金を受領したときは、保証事業者が予め業務委託契約を締結している金融機関の中から請負者が選定した金融機関に別口普通預金として預け入れなければならないこと、②請負者は、前払金を保証申込書に記載した目的に従い適正に使用する責を負い、預託金融機関に適正な使途に関する資料を提出して確認を受けなければならないこと、③保証事業者は、前払金の使途を監査するために、請負契約に関する調査権限を有し、請負者および発注者に対して報告、説明または証明を求めることができること、④保証事業者は、前払金が適正に使用されていないと認められたときは、預託金融機関に対し別口

普通預金の払出の中止その他の処置を依頼することができること、がそれぞれ規定されていた。なお、本件保証約款は、建設省（現国土交通省）から各都道府県に対して通知されていた。

B建設は、前払金の預託金融機関としてY保証会社が予め業務委託契約を締結していた被告・被控訴人・被告原告Z信用金庫を選定して本件預金口座を開設し、同年四月七日、本件保証契約の保証証書をA県に寄託した上で前払金の支払を請求した。同月二〇日、A県から本件前払金として、本件預金口座に約一七〇〇万円の振込みがなされ、A県は、保証事業法一三条一項により、本件保証契約の利益を享受する旨の意思表示をしたとみなされた。

A県は、B建設の営業停止により工事の続行が不能になったため、同年六月二十九日、本件請負契約を解除した。B建設は、A県に対し本件前払金から解除時までの工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残金を返還しなかったため、Y保証会社は、同年七月三十一日、A県に対し、保証債務の履行として残金相当額を支払った。B建設は、同年八月七日に破産宣告を受け、原告・控訴人・被告原告Xが、破産管財人に選任された。

本件は、以上の事実関係の下で、Xが、Y保証会社に対し、本件預金についてXが債権者であること等の確認を求めるとともに、Z信用金庫に対し、本件預金の残額および遅延損害金の支払を求めた事案である。

第一審は、A県からB建設に対して支払われた本件前払金に関しては、少なくとも実質的にみて信託関係と解される法的関係が認められるとし、信託法一六条を類推適用して、本件前払金はB建設の破産財団に帰属しない、と判示し、XのY保証会社およびZ信用金庫に対する請求をいづれも棄却した。これに対して第二審は、信託関係の成否について判断することなく、本件前払金に関しては、Y保証会社による保証債務履行の履行確保のための指名債権質またはこれに類似する担保が設定されていたとして、Y保証会社は本件前払金につき別除権を有すると判示し、結論としてXの控訴を棄却した。

Xは、本件事実関係の下において、BからYに債権証書が引渡されていなく、Bによる通知もZによる承諾もない以上債権質の對抗要件が具備されていない、と主張して上告した。

《判旨》 上告棄却

一 「本件請負契約を直接規律するA県公共工事請負契約約款は、前払金を当該工事の必要経費以外に支出してはならないことを定めるのみで、前払金の保管方法、管理・監査方法等については定めていない。しかし、前払金の支払は保証事業法の規定する前払金返還債務の保証がされたことを前提としているところ、」保証事業法および本件保証約款には、前払金の保管方法、管理監査方法が明確に規定されており、「B建設はもちろんA県も、本件保証約款の定めるところを合意内容とした上で本件前払金の授受をしたもの」というべきである。」

二 「このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、A県とB建設との間で、A県を委託者、B建設を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当である。」「また、この信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受

託事務の履行の結果は委託者であるA県に帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者であるA県であるというべきである。」

三 「本件預金は、B建設の一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されており、これにつき登記、登録の方法がないから、委託者であるA県は、第三者に対しても、本件預金が信託財産であることを対抗することができるのであって（信託法三條一項参照）、信託が終了して同法六三條のいわゆる法定信託が成立した場合も同様であるから、信託財産である本件預金はB建設の破産財団に組み入れられることはないものといえることができる（同法一六條参照）。」「したがって、本件事実関係の下においてY保証会社がB建設から本件預金につき債権質等の担保の設定を受けたものとした原審の判断は相当ではないが、Xの請求を棄却すべきものとした結論は是認することができる。」

《研究》

一 本判決は、当事者が契約成立時に信託であることを特に明示していなかった契約関係について、当事者間に

において締結された直接的な契約内容のほか、当事者が契約締結に際して前提としていたと考えられる法令の規定や約款の趣旨をも考慮し、当事者の合意内容の解釈として、信託契約の成立を認めた事例である。預金された財産について信託関係が認定された過去の事例としては、詐欺被害者に対する返還金を委託された者が自己名義で銀行預金をした場合、当該財産については信託関係が成立しているため名義人宛の強制執行に服さない、と判示した最判昭和二十九年一月一六日（判時四一号一一頁）があるが、同事案では、財産に関する信託関係の成立について特に争いは生じておらず、本件のようにそもそも信託の成立自体について解釈が紛れうる事案とは異なっている。

二 1 信託の定義に関して、信託法一条では、「財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムル」こと、と規定しているが、この文言だけからでは、信託の成立にとって最も本質的な要件が何かは、必ずしも明確になってこない。理論的な可能性としては、①委託者が受託者に財産の管理処分を行わせ、受託者がこれを引き受ける意思をそれぞれ有していたこと（信託関係当事者の意思）、②「財産権ノ移転其ノ他ノ処分」により、独立性のある「信託財産」が成立したこと（独立性のある財産の存在）、③信託財産が「一定ノ目的」に従って、「他人」である受託者により管理処分されること（目的に拘束された管理処分）、との三つの要件の全部または一部、となる筈であるが、どの要件を強調するかによって、信託関係の成否や、信託と他の類似法理との異同についての考え方が、大きく異なることになる^②。もつとも、本件判旨によれば、後に検討するとおり解釈がかなり紛れる恐れがあるものの、①AがBに本件前払金の管理処分をさせる旨合意した、②本件前払金は乙信用金庫に特定された預金口

座として他と分別されていた、③本件前払金の使用目的および管理方法は特定されており、Bがこれに従う必要のあることが合意されていた、ということであり、上記の全ての要件が一応充たされたものとして、信託関係の成立が認定されている。したがって、本件判旨を単純に見る限り、最高裁は、上記の各要件のうちどれかを特に強調しているわけではなく、信託法一条の文言に対して、ある意味で忠実な解釈をしたものと考えられる。

2 しかしながら、本件の事実関係をより厳密に検討してみると、本件判旨における上記各要件が充たされているとの判断は、相当解釈の紛れる余地があるものと言わざるを得ない。

第一に、本件前払金に係る使用目的に関する拘束が規定されているのは、A県とB建設との間で締結された請負契約の中ではなく、B建設とY保証会社との間で締結された本件保証契約に関する約款の中であり、合意の当事者が同一でない。最高裁は、①地方自治法および保証事業法の規定に基づかない限り、公共工事に関して前払は行えないこと、②保証事業法の規定に基づいて行われた本件保証契約には本件保証約款が適用されること、そして、③

本件保証約款の内容は、建設省から各都道府県に予め通知されていたことを以て、A県とB建設との間の契約においては、本件保証約款の内容が、合意内容として前提されていた、と判示しているのであるが、当事者の一部が異なる他の契約における約款の内容が当事者間の合意内容の前提となっている、との最高裁の見解が、どの範囲において妥当するかについては、慎重な議論が必要である。実際、この見解を前提とすると、法令の規定により他の契約関係を組み合わせなければならぬ局面のほか、当事者間の恒常的な業務提携関係により、第三者との契約関係を組み合わせるような局面においては、各当事者間の個々の契約関係における特性を個別に規定する必要がある場合、他の当事者間の契約では明文でそれを否定しない限り、他の契約における内容も合意の前提とされている、と解釈される恐れがあるわけであり、このことが実務上の支障となる可能性もありえないではない^③。

第二に、本件において、Y保証会社が乙信用金庫に対して本件前払金に関する預金払戻請求権を取得するために、A県とB建設との間の請負契約が解除され、B建設が原状回復義務を果

たさず、Y保証会社が自己のA県に対する保証債務を履行したことが必要であるが、これを経済実質的に見れば、第二審の判示したとおり、請負契約に関する保証債務の求償権の担保として本件前払金に対する権利取得が認められていると考えることも、十分可能であると考えられる。すなわち、最高裁の判示するように、A県とB建設との信託関係が請負契約の解除によって終了し、帰属権利者であるA県に信託財産が返還される過程でB建設の信託終了後の法定信託にかかる受託者としての債務に不履行が生じ、Yが保証債務を履行したことにより、法定信託受益権に代位して信託財産の返還請求権を取得した、とやや複雑に考えるべき必要性がどこまであるのかは、見解が分かれないと思われ。

もつとも、仮に上告理由の主張するとおり、債権質の成立要件である債権証券の引渡がY保証会社に対して行われておらず、また、債権質の對抗要件であるZ信用金庫に対する通知またはZ信用金庫の承諾がなかったとすると、Y保証会社の権利を認めるための法律構成としては、最高裁のような考え方を採らざるを得ない。しかしながら、債権質と考えた場合にY保証会社

の権利を保護できないことだけでは、本件前払金に関する関係を信託と解釈すべき理由としては明らかに不十分であり、Y保証会社の権利を保護すべきであることの正当性を、他の理由を以て示す必要があると思われる。

三 以上のとおり、本件の事実関係を基に、やや厳密に検討してみると、本件前払金に関する法律関係を信託契約と捉えることには、解釈の紛れる余地がそれなりにあると考えざるを得ない。しかしながら、最高裁が本件前払金の管理処分に関して、使用目的が拘束されていることと、財産が特定されて独立性を有していることを根拠として、信託契約の成立を認めたことは、実務に対してのみならず、信託法理論にとつて極めて重要な影響を及ぼすものである。したがって、今後発生する類似事件との比較検討が不可欠となることは明らかであるが、そこでの理論的観点として、ある法律関係を「信託関係」であると解釈することの理論上および実務上の意味を、当事者との関係で捉えるだけでなく、裁判所との関係でも考察してみることが、必要かつ有益となるであろう。

(1) 本件に関する他の解説、評釈として、中村也寸志・曹時五五巻八号(二〇〇三年)二九七頁、同・ジュリスト最高裁時の判例Ⅱ(二〇〇三年)三一九頁、佐久間毅・平成一四年度重判(二〇〇三年)七三頁、末広陽一・平成一四年度主要民事判例解説(二〇〇三年)四六頁、角紀代恵・金法一六八四号(二〇〇三年)七頁、岩藤美智子・金法一六五九号(二〇〇二年)一三頁、兩宮孝子・判評五二五号(二〇〇二年)三七頁、道垣内弘人・法教二六三号(二〇〇二年)一九八頁、桑田誠・銀行法務二一・六一二号(二〇〇二年)二二頁がある。

(2) このことは、信託の基本構造、すなわち信託関係当事者間の権利義務の性質をどのように考えるべきかという根本的な問題と、密接に関連している。星野豊『信託法理論の形成と応用』(信山社、二〇〇四年)二〇七頁参照。

(3) 但し、消費者等が契約の当事者となるような場合については、むしろ、関係者間の法律関係を複雑にし過ぎないようにするために、各当事者間における合意内容の解釈として、他の契約内容を前提として位置づけることも効果的であると考えられる。しかしながら、本件は、消費者保護が問題となる事案ではないため、最高裁の見解の妥当性に関しては、他の理由が必要となるわけである。

(4) 厳密に考えれば、いかに信託終了後の法定信託であろうと、終了前の信託関係とは財産の管理処分の目的が異なる(法定信託では信託財産を整理して帰属権利者に引渡すことのみが目的となる)以上、本文で議論した本件保証約の内容を信託契約における合意の前提として考えてよいのか、さらに問題とされるべきことになる。

また、信託終了後の法定信託に関する管理処分上の義務履行に対する保証と位置づけたとしても、Y保証会社による権利取得を債権質に基づくものとする解釈を論理的に排除することはできないため、なぜ「信託」と構成する必要があるのかを、改めて考える必要があるように思われる。

(5) 従来の議論であまり注目されていない信託法の特徴の一つとして、裁判所の監督権が他の財産管理法理と比べて明確に規定されており、裁判所の事件解決における具体的な裁量がかなり大きいことが挙げられる。もつとも、信託を当事者間の合意に基づく契約の一類型と位置づけるのであれば、裁判所の裁量は最小限度であるべきこととなり、議論はやや複雑なものとなる。この点については、近い将来、本格的に検討を加えることとしたい。

(ほしの・ゆたか 筑波大学助教授)

